

大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により執行した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月29日

大阪府後期高齢者医療広域連合
監査委員 中川 元
監査委員 谷口 美保子

監査結果報告書

- 1 監査の対象 資格管理課
- 2 監査の対象期間 令和2年度。ただし、必要に応じて令和元年度以前を含む。
- 3 監査の実施期間 令和3年11月1日から令和4年2月25日まで
- 4 監査の方法
 - (1) 監査は、監査基準に基づき、予算経理一般、収入事務、支出事務、計数、契約事務、財産管理を対象に行った。
 - (2) 監査に当たっては、財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、事務の執行が法令等の定めるところに従って行われているかを観点として実施した。
 - (3) 監査の対象のリスクについて、そのリスクの内容及び程度を踏まえ、監査を実施した。
 - (4) 事務局職員の予備監査は、事前に監査資料の提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、実施した。
 - (5) 監査委員による監査は、事務局職員の予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき実施した。
- 5 監査の結果

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を行ったところ、次に掲げる指摘事項及び委員意見を除き、概ね法令に則して適正かつ効率的に行われているものと認められた。

指摘事項については、所要の措置を講じられるよう求めるとともに、委員意見については、改善に向けて取り組まれるよう求めるものである。

既に是正等されたため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、指摘事項及び委員意見はすべて監査実施時点のものである。

【資格管理課】

- ①「大阪府後期高齢者医療広域連合業務(被保険者及び保険料)に関する事務補助業務」にかかる労働者派遣業務
- ②大阪府後期高齢者医療広域連合業務(被保険者及び保険料)に関する事務補助業務
- ③後期高齢者医療業務担当者向け操作研修テキスト作成委託業務
(指摘事項)

事務決裁規程では、1件100万円以上500万円未満の賃借及び物件、労力その他の受給に係る支出負担行為に関することは、事務局長専決事項とされているが、①及び②の業務においては、事業実施伺いが課長決裁で処理されていた。

なお、①及び②の業務の契約締結伺いは、事務決裁規程どおり、事務局長決裁で処理されていた。

一方、③の業務においては、事務決裁規程では、1件100万円未満の賃借及び物件、労力その他の受給に係る支出負担行為に関することは、課長専決事項とされているが、事業実施伺い及び契約締結伺いが事務局長決裁で処理されていた。

事務決裁規程には、決裁は、「広域連合長の権限に属する事務につき、最終的に意思を決定することをいう。」とある。事務決裁規程に基づき、決裁処理を確実に改善されるよう、適正な事務処理を徹底されたい。

- ④令和2年度分被保険者証郵送用封筒の作成業務
(委員意見)

入札が同日・同所で3回行われたが、入札不落となり、最低価格の入札者と不落随意契約が締結された事例である。

当初予算要求時と諸情勢の変化があるものと考えられるが、入札不落を可能な限り回避できるよう情報収集等の対策に努められたい。